

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の規定に基づき、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者

- 一 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号。以下「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等のサービスの種類等」という。）別表第一の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービスの注2の厚生労働大臣が定める者

知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する基本サービスの提供に当たつて、特に支援を必要とするもの

二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等のサービスの種類等別表第二の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービスの注2の厚生労働大臣が定める者

知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する基本サービスの提供に当つて、特に支援を必要とするもの